

監査団体名	学校法人 マリア学園			N O . 21
団体所在地	長野市吉田1-16-24			
監査年月日	平成24年12月14日	所管部局	総務部	
団体の概要	代表者	理事長 長谷川 潤		
	設立年月日	昭和47年3月30日	資本金等	基本金 1,623,712,363円
	主な事業の内容	1 吉田マリア幼稚園、中野マリア幼稚園、聖ヨゼフ幼稚園、聖クララ幼稚園、聖マルチン幼稚園、聖マリア幼稚園、カトリック幼稚園、暁の星幼稚園及び聖パウロ幼稚園の経営 2 サンタクララ保育園の経営		
	平成23年度決算状況	収入 518,421,626円 支出 486,581,906円	当期消費収支差額 次期繰越消費収支差額	31,839,720円 △511,326,956円
監査対象事項	補助金 1 私立幼稚園教育振興費補助金 2 安心こども基金事業補助金			175,821,000円 172,069,000円 3,752,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 天周学園			N O . 22
団体所在地	長野市吉田3-15-4			
監査年月日	平成24年12月14日	所管部局	総務部	
団体の概要	代表者	理事長 黒柳 祖道		
	設立年月日	昭和36年9月6日	資本金等	基本金 426,636,854円
	主な事業の内容	若草幼稚園の経営		
	平成23年度決算状況	収入 127,429,156円 支出 117,149,877円	当期消費収支差額 次期繰越消費収支差額	10,279,279円 12,154,567円
監査対象事項	補助金 1 私立幼稚園教育振興費補助金 2 安心こども基金事業補助金			33,309,000円 32,906,000円 403,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 円福学園			N O . 23
団体所在地	長野市篠ノ井横田772			
監査年月日	平成24年12月14日	所管部局	総務部	
団体の概要	代表者	理事長 藤本 光世		
	設立年月日	昭和41年3月29日	資本金等	基本金 626,393,506円
	主な事業の内容	1 円福幼稚園の経営 2 円福おひさま保育園の経営		
	平成23年度決算状況	収入 33,833,953円 支出 174,576,969円	当期消費収支差額 次期繰越消費収支差額	△140,743,016円 △120,588,965円
監査対象事項	補助金 1 私立幼稚園教育振興費補助金 2 安心こども基金事業補助金			36,895,000円 36,395,000円 500,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	長野県厚生農業協同組合連合会			N O . 24
団体所在地	長野市大字南長野北石堂町1177-3			
監査年月日	平成24年12月14日	所管部局	健康福祉部	
団体の概要	代表者	代表理事理事長 盛岡 正博		
	設立年月日	昭和25年8月18日	資本金等	出資金 8,564,655,000円
	主な事業の内容	1 医療に関する事項 2 保健に関する事項 3 老人の福祉に関する事項		
	平成23年度決算状況	収益 88,623,081,988円 費用 86,848,165,232円	当期純利益 当期末処分剰余金	1,774,916,756円 1,941,654,664円
監査対象事項	1 補助金	693,750,000円		
	(1) 医療提供体制設備整備補助金	20,370,000円		
	(2) 施設開設準備経費助成特例対策事業等補助金	52,800,000円		
	(3) 地域診療情報連携推進事業補助金	10,500,000円		
	(4) 医療施設等設備整備費国庫補助金	168,000円		
	(5) 地域医療再生事業(拡充分)補助金	6,304,000円		
	(6) がん診療連携拠点病院整備事業補助金	16,000,000円		
	(7) 医療提供体制推進事業運営費補助金(救命救急センター運営事業)	92,281,000円		
	(8) 医療提供体制推進事業運営費補助金(ドクターヘリ運航事業)	209,823,000円		
	(9) 病院勤務医が働きやすい環境整備事業補助金	1,000,000円		
	(10) 医療施設運営費等補助金	4,344,000円		
	(11) 臨床研修費等補助金(医師)	75,669,000円		
	(12) 外国籍県民救急医療確保対策事業補助金	966,000円		
	(13) 救急緊急医医療損失補てん事業補助金	52,000円		
	(14) がん相談支援センター設置運営事業補助金	5,000,000円		
	(15) 産科医等確保支援事業補助金	10,466,000円		
	(16) 救急勤務医支援事業補助金	2,656,000円		
	(17) 地域周産期母子医療センター運営事業補助金	17,800,000円		
	(18) 看護職員確保対策事業等補助金(新人看護職員研修事業)	4,563,000円		
	(19) 看護職員確保対策事業等補助金(外国人看護師就労研修支援事業)	1,046,000円		
	(20) 後期研修医確保・養成支援事業補助金	20,000,000円		
	(21) 看護師等養成所運営事業費補助金	21,409,000円		
	(22) 病院内保育所運営事業補助金	7,851,000円		
	(23) 介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金	67,500,000円		
	(24) 老人福祉施設等整備事業補助金	43,750,000円		
	(25) 安心こども基金事業補助金貸付金	1,432,000円		
2 交付金(介護職員処遇改善交付金事業)	10,917,417円			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	社会福祉法人 長野県聴覚障害者協会			N O . 25
団体所在地	長野市下駒沢586			
監査年月日	平成24年12月14日	所管部局	健康福祉部	
団体の概要	代表者	理事長 上野 芳雄		
	設立年月日	平成9年9月29日	指定管理者の指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
	主な事業の内容	指定管理業務内容 長野県障害者福祉センター条例第5条の規定により指定管理者が行う長野県聴覚障害者情報センターの管理 1 施設及び備品の維持管理に関する業務 2 聴覚障害者用の録画物の製作及び提供に関する業務 3 聴覚障害者の福祉の増進に資する事業に関する業務		
	平成23年度決算状況	指定管理業務 収入 27,557,815円 支出 26,681,671円	当期収支差額	876,144円
監査対象事項	指定管理料 (長野県聴覚障害者情報センター管理運営業務)			27,557,000円
監査結果	指導事項 指定管理に係る協定事項の改善 基本協定書に定められている事項について、以下のとおり不備がありましたので改善してください。 1 定期報告(四半期報告)において、管理経費の収支状況及び施設の修繕に関する事項の報告が行われていないこと。 2 指定管理料で取得した備品について、物品台帳が作成されていないこと。 3 緊急時対策マニュアル及び防犯・防災対策マニュアルが作成されていないこと。			

監査団体名	長野県信用保証協会			N O . 26
団体所在地	長野市大字南長野県町597-5			
監査年月日	平成24年12月14日	所管部局	商工労働部	
団体の概要	代表者	会長 白井 千尋		
	設立年月日	昭和24年3月28日	資本金等	基本財産 38,264,573,970円
	主な事業の内容	1 中小企業者等が、銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証 2 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証 3 銀行その他の金融機関が、株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証 4 中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち、銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証		
	平成23年度決算状況	収入 19,649,909,411円 支出 17,076,071,469円	当期収支差額 正味財産期末残高	2,573,837,942円 57,679,459,409円
監査対象事項	1 補助金(信用保証料補給金) 2 損失補償(技術力等支援資金損失補償)			625,974,042円 5,577,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	社団法人 信州・長野県観光協会			N O . 27
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2			
監査年月日	平成24年12月14日	所管部局	観光部	
団体の概要	代表者	理事長 野原 莞爾		
	設立年月日	昭和35年12月14日	資本金等	基本財産 124,450,000円
	主な事業の内容	1 観光資源の整備 2 観光施設の整備及び運営 3 観光事業者等の養成及び研修 4 内外の観光客の誘致促進 5 内外の観光に関する情報の収集及び提供 6 内外の観光に関する調査、研究 7 県産品の斡旋、宣伝等販路拡大 8 旅行業 9 観光振興事業の企画		
	平成23年度決算状況	収益 費用	282,750,991円 333,172,626円	一般正味財産増減額 正味財産期末残高 △50,421,635円 1,647,928,593円
監査対象事項	1 出資金（県出資率 80.4%） 2 補助金（観光協会運営費補助金） 3 負担金（観光協会連携事業負担金）			100,000,000円 7,160,209円 62,077,000円
監査結果	指導事項 予算執行に係る事務処理の改善 予算執行に係る事務処理について、以下のとおり不備がありましたので改善してください。 1 決裁区分に誤りがあること。 2 概算払で支払った旅費について、精算行為が行われていないこと。 3 外部の者への資金前渡による旅費の支払において、資金前渡職員が指定されておらず、また、精算行為も行われていないこと。			
意見	自主財源の確保 会費の値上げや新規会員の勧誘による会費収入の増加を図るとともに、カタログ販売などの新規収益事業を実施するなど、自主財源の確保に取り組んでいるところですが、平成23年度の収支差額は、依然、赤字となっていますので、引き続き、自主財源の確保と経営の効率化に努めてください。			
監査団体名	長野県農業会議			N O . 28
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎内			
監査年月日	平成24年12月14日	所管部局	農政部	
団体の概要	代表者	会長 石田 治一郎		
	設立年月日	昭和29年8月27日		
	主な事業の内容	1 農地法に係る知事諮問に対する意見答申 2 基本農政確立に関する要請活動 3 農業委員会の委員及び職員等に対する研修会・講習会 4 担い手の育成と農地の有効利用の推進 5 農業年金業務に関する指導		
	平成23年度決算状況	収入 支出	105,060,554円 105,494,982円	当期収支差額 次期繰越収支差額 △434,428円 1,405,830円
監査対象事項	補助金 1 農業会議費補助金 2 地域営農基盤強化総合対策事業補助金			64,897,000円 59,700,000円 5,197,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			
意見	役員等の旅費に関する規定の整備 役員、常任会議員及び会議員の旅費については、「長野県農業会議の給与等に関する規程」に基づき「長野県農業会議旅費運用方針」で定められていますが、日当の取扱いに係る規定に不備がありますので整備してください。			

監査団体名	長野県農地・水・環境保全向上対策協議会			N O . 29
団体所在地	長野市大字南長野字宮東452-1			
監査年月日	平成24年12月14日	所管部局	農政部	
団体の概要	代表者	会長 市川 貞一郎		
	設立年月日	平成19年4月27日		
	主な事業の内容	1 共同活動支援交付金に関すること 2 向上活動支援交付金に関すること 3 先進的営農活動支援交付金に関すること		
	平成23年度決算状況	収入	533,867,432円	当期収支差額
	支出	647,008,458円	次期繰越収支差額	0円
監査対象事項	交付金			178,205,325円
	1 共同活動支援交付金			128,142,460円
	2 向上活動支援交付金			45,639,265円
	3 先進的営農活動支援交付金			4,423,600円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	長野県高等学校文化連盟			N O . 30
団体所在地	小諸市東雲4-1-1 小諸高等学校内			
監査年月日	平成24年12月14日	所管部局	教育委員会	
団体の概要	代表者	会長 木内 清		
	設立年月日	平成3年7月29日		
	主な事業の内容	1 高等学校生徒の諸発表会・大会（県及び支部・専門部）の開催 2 全国及びブロックの芸術・文化大会への県代表生徒の派遣 3 高等学校の芸術・文化活動の振興及び諸課題の調査研究 4 芸術・文化諸団体との連絡調整		
	平成23年度決算状況	収入	45,168,959円	当期収支差額
	支出	40,107,380円	次期繰越収支差額	7,137,494円
監査対象事項	1 交付金（長野県高等学校文化振興事業交付金）			13,500,000円
	2 負担金			5,500,000円
	(1) 長野県高等学校文化・芸術フェスティバル事業負担金			3,696,000円
	(2) 長野県支部高等学校文化・芸術フェスティバル事業負担金			1,804,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			
意見	決算監査の適正な実施等 会計年度は、規約により4月1日から翌年3月31日までと定められていますが、監事による会計監査報告は、3月15日付けとなっていましたので、年度終了後に行うよう改善してください。 また、理事会及び評議員会の議事録が作成されていませんので、整備してください。			

第3 所管部局に対する指導事項、検討事項及び意見

1 指導事項

部 局 等	指 導 事 項	所 管 課 所
健康福祉部	<p>社会福祉法人長野県聴覚障害者協会（指定管理者）への適切な指導 聴覚障害者情報センターに係る基本協定書に定められている事項について、以下のとおり不備がありましたので、指定管理者に対し、適切な指導をしてください。</p> <p>1 定期報告（四半期報告）において、管理経費の収支状況及び施設の修繕に関する事項の報告が行われていないこと。 2 指定管理料で取得した備品について、物品台帳が作成されていないこと。 3 緊急時対策マニュアル及び防犯・防災対策マニュアルが作成されていないこと。</p>	障害者支援課
教育委員会	<p>1 信州リゾートサービス株式会社（指定管理者）への適切な指導 望月少年自然の家に係る基本協定書に定められている事項について、以下のとおり不備がありましたので、指定管理者に対し、適切な指導をしてください。</p> <p>(1) 経理に関する規定が定められていないこと。 (2) 指定管理料で取得した備品（食器洗浄機）について、物品台帳が作成されていないこと。</p> <p>2 基本協定書の改善 望月少年自然の家に係る基本協定書第7条において、備品の取得は県教育委員会が自らの責任と費用において実施すると規定されている一方で、同協定書第22条には、指定管理者が備品を取得した場合の管理等が定められ、規定に齟齬が生じていますので、改善してください。</p>	文化財・生涯学習課

2 検討事項

検討事項はありません。

3 監査委員の意見

部 局 等	指 導 事 項	所 管 課 所
林 務 部	<p>社団法人長野県林業公社のあり方の検討 平成23年度における分収林事業等の総費用は6億2千万円余ですが、これらの財源は、県補助金2億7千万円余、林産物処分収入などの収益3千万円余及び県等からの借入金3億1千万円余であり、約50%が借入金により賅われている状況です。 また、平成23年度末における当公社の累積借入金残高は、未払利息58億円余を含め310億円余に達しています。 このまま現在の運営を継続すれば、当公社への県貸付金が更に増加し、今後の県財政に大きな影響を与えると考えられますので、平成25年2月に改定された長野県出資等外郭団体「改革基本方針」（改訂版）に沿い、存廃を含めた当公社のあり方について、速やかに検討を始めてください。</p>	森林づくり推進課

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月21日

長野県松本空港管理事務所長 込山幸宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

松本空港灯火施設保守管理業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

松本市大字空港東 松本空港及びその周辺

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 本業務と同様の業務の実績があること。

(6) 松本市(旧四賀村、旧奈川村及び旧安曇村を除く。)、塩尻市(旧榑川村を除く。)、朝日村又は山形村に本店又は営業所等がある者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909
長野県松本空港管理事務所
電話 0263 (58) 2517

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年3月11日(月) 午後1時
イ 場所 松本市大字島立1020
長野県松本合同庁舎 403号会議室

(3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年3月1日(金)午後5時までに上記3の場所に提出して下さい。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明して下さい。

(5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付して下さい。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付して下さい。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本空港管理事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

交通政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月21日

長野県松本空港管理事務所長 込山幸宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

松本空港消防警備業務

(2) 役務の特質

松本空港内の消防及び警備業務

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

松本市大字空港東8909

長野県松本空港

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者で、長野県内に営業

所を有するものであること。

- (6) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書の提出を行った者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909
長野県松本空港管理事務所
電話 0263 (58) 2517

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月11日(月) 午後2時

イ 場所 松本市大字島立1020
長野県松本合同庁舎 403号会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年3月1日(金)午後5時までに上記3の場所に提出して下さい。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本空港管理事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

交通政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月21日

長野県松本空港管理事務所長 込山幸宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

松本空港清掃業務

- (2) 役務の特質

松本空港内の清掃業務

- (3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

- (4) 履行場所

松本市大字空港東8909

長野県松本空港

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項1号及び第8号の業務について長野県知事の登録を受けている者

- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909
長野県松本空港管理事務所
電話 0263 (58) 2517

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月11日(月) 午後3時

イ 場所 松本市大字島立1020

長野県松本合同庁舎 403号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年3月1日(金)午後5時までに上記3の場所に提出して下さい。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本空港管理事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

交通政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月21日

長野県短期大学長 上 條 宏 之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県短期大学清掃業務委託

(2) 役務の特質

長野県短期大学校舎及び付属幼稚園の清掃作業

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

長野市三輪8-49-7

長野県短期大学

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定により建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。

(6) 過去2年間に、年間を通して業務を行ったものを1回として2回以上、延床面積3,000平方メートル以上の建物の清掃業務契約を元請として結び、当該契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市三輪8-49-7

長野県短期大学事務局総務課

電話 026(234)1221

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月12日(火) 午前10時

イ 場所 長野県短期大学 六鈴会館多目的ホール

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年3月1日(金)午後5時までに前記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当